

前回（第 16 回）の審査会でいただいた主なご意見

■改定の考え方について

No	ご意見の趣旨	当日回答等
1	「メリハリのあるベスト追求型アセスへ」とあるが、事業者側に立った変更は、カーボンニュートラルを目指し規制を強化するような社会の動きに逆行しているのではないのでしょうか。変な捉えられ方がされないよう検討いただきたいです。	やらなくていい、というのではなく、事業の特性に応じて評価項目をしっかりと選んでいただきたいという趣旨です。やらなくていいというメッセージにならないよう注意します。 温室効果ガスは、原則として全ての事業で選択を検討していただくような方向性で検討しています。
2	「目標をクリアした上で、ベスト追求を目指している」とはどういうことなのか、別表 3 の環境影響要因と環境影響評価項目との関連性から読み取れるような運用の仕方が重要になってくるのではないのでしょうか。	<u>実際の運用も見据えて、検討を進めます。</u>
3	注目種から対象を広げるとあるが、これまでの経緯では、生態系の全体を把握することが難しいから、注目種を掲げて調べていこうという趣旨でやってきた。もともと、注目種だけ守ればよいということではないのだが、今回の改定で混乱を招く可能性もあります。やり方が複雑になり、結局できなかったということにならないよう整理してほしい。	注目種を抽出することの趣旨をしっかりと説明するなど、運用もあわせて考えていきます。
4	グリーンインフラの活用を対象とした場合、開発によって生物多様性が失われる一方で、周辺住民がグリーンインフラの効果を享受しやすくなるといったことも考えられるが、バランスをどう考えていますか。 活用を強く押し出しすぎて、例えば生物多様性が失われることにならないよう、審査会で検討できる枠組みが必要だと思えます。	グリーンインフラから引き出したい機能は、地域特性や事業特性によって異なるのではないかと考えています。期待される効果も踏まえた事業者の考えを示していただき、市民からの意見、審査会の意見をいただくような仕組みにしていけないか。 グリーンインフラの機能は、配慮指針に記載があり、「生物の生息・生育の場の提供」という文言から始まっています。機能のなかで、重点をどこに置くかは、事業によって異なるかもしれないが、生物多様性については十分に配慮していきます。
5	項目「緑地」の追加には賛成です。グリーンインフラの意味が、理念的な使われ方と、技術レベルでの使われ方があり、技術指針に理念をどのように落としこんでいくのが重要だと思えます。	グリーンインフラという言葉は配慮指針の資料編で整理しているが、技術指針でどう扱うかは整理が必要です。今後、ご意見をいただきたい。
6	配慮指針のグリーンインフラと技術指針の緑地がどう関連してくるのかということも整理があると良いと思えます。	
7	都心部で生物多様性を項目選定した好事例が、こういった形でさらに具体化されると良いと思えます。 植物、動物、生態系をきちんと確保しつつ、緑地、水循環をより上位的に活用していくための仕分け方は、まだ考慮のしどころかと思えます。	<u>別記の内容と併せて、引き続き検討を進めます。</u>

No	ご意見の趣旨	当日回答等
8	ヒートアイランド現象についても、配慮指針には記述がありますが、技術指針には明記されていないので、項目に入れることもご検討ください。	ヒートアイランドについては予測評価できるのかを事務局で整理しており、今後、ご意見をいただきたい。
9	計画が一部未確定であるような案件で、アセスの審査をどのようにすべきかは、どの環境影響評価項目についても起こりうる話だと思います。 こうした全体の枠組みを議論する機会に、そういった案件にどう対応するのかも合わせて整理できるといいと思います。	技術指針では、各手続きが、事業計画のこういった段階で行われるものですといったことを明確に出していくことはできると考えています。その他、予測結果に不確実性が伴う場合の事後調査の項目選定や方法の考え方の記載についても考えていきたいと思っています。

※下線部は、審査会の場では回答できなかったご意見に対する考え方です